

4 住民自治

1 地域づくりの推進

(1) 趣旨

35 地区の特色を生かした魅力ある地域づくりを推進するため、「第 3 次松本市地域づくり実行計画」に基づき、地域、行政、NPO・市民活動団体、大学等の多様な主体の協働によって地域課題を解決していく地域づくりの基盤強化や地域力の向上等に取り組みます。

(2) 主な経過

平成 17 年	12 月	松本市地域づくり推進検討委員会を設置
20 年	5 月	松本市地域づくり推進基本方針を策定
	6 月	市内 3 地区をモデル地区に指定し、各地区が主体的な取り組みを実施
	7 月	松本市地域づくり推進委員会を設置
22 年	6 月	松本市地域づくり推進行動計画を策定
23 年	4 月	市民環境部に地域づくり課を新設
	7 月	松本市地域づくり市民委員会を設置
24 年	3 月	第 1 次松本市地域づくり実行計画を策定
25 年	3 月	松本大学、信州大学経済学部と地域づくりに係る連携協定等締結
26 年	3 月	松本市地域づくりを推進する条例を制定（26.4.1 施行）
	4 月	35 地区に地域づくりセンターを開設
27 年	4 月	松本市地域づくり推進交付金、松本市地域振興事業補助金制度を創設 地域づくりインターンシップ戦略事業を開始
29 年	5 月	第 2 次松本市地域づくり実行計画を策定
30 年	2 月	地域づくりヤングマイスター認定制度を創設
令和 3 年	4 月	市内 4 地区を地域づくりセンター強化のモデル地区に設定
4 年	3 月	第 3 次松本市地域づくり実行計画を策定
	4 月	地域づくりセンター強化モデルを 8 地区に拡大

(3) 令和 4 年度の取組状況

ア 35 地区の地域づくりに対する支援

(ア) 地域づくりセンターと緩やかな協議体等の関係団体、機関等とが連携し、地域課題の解決や地域活性化に向けた取り組みを促進

(イ) 地域づくりセンターと地域づくり課、その他の関係課等とが連携し、地域資源を生かした地域おこしや課題解決に向けた住民主体の活動を支援

イ 地域づくりセンター強化モデル事業

(ア) モデル地区

庄内、島内、芳川、寿、岡田、里山辺、四賀及び奈川の 8 地区

(イ) 取組内容

a 地域づくりセンター長補佐の増員による重点課題への取組み支援強化

b 従前の交付金等を一括化かつ拡充した地域自治支援交付金の試行

ｃ 地区担当保健師の駐在化（週３日程度）

ウ 地域づくりへの財政支援

（ア）地域づくり推進交付金

交付 16,250 千円（27 地区）

（イ）地域自治支援交付金

交付 19,302 千円（モデル 8 地区）

（ウ）一般財団法人自治総合センター及び公益財団法人長野県市町村振興協会が実施するコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）を周知、活用した地域のコミュニティ活動の支援実績 18,200 千円（9 件）

エ 地域づくりの研究、意識啓発等

（ア）松本市地域づくり市民委員会の開催 5 回

（イ）松本市地域づくり研究連絡会

ａ 構成機関 松本市、松本大学、信州大学経法学部

ｂ 実施内容 地域づくりに関する研究事業、学習会・研究集会の開催等

（ウ）「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い（第 38 回公民館研究集会・令和 4 年度地域づくり市民活動研究集会）」の開催

ａ 期 日 令和 5 年 2 月 19 日

ｂ 場 所 松本市中央公民館 他

ｃ 内 容 基調講演及び対談、テーマ別の 8 分科会 他

ｄ 参加者 約 430 人

（4）今後の取組み

ア 第 3 次松本市地域づくり実行計画（令和 4 年度～8 年度）の基本方針に基づき、地域づくりの基盤強化や地域力の向上、地域の課題解決に向けた取組み等を推進します。

イ 地域づくりセンター強化モデル地区の成果を検証し、住民自治支援の充実に向けた新たな体制整備や地域拠点の機能強化に取り組みます。

ウ 地域づくりセンター、地域づくり課、本庁関係課等が連携した一体的な地区支援の他、財政支援制度の有効活用により、各地区の実状や課題に応じた地域づくりの取組みを促進します。

エ 地域づくり市民活動研究集会や学習会、研修会等の実施を通じて、地域づくり人材の育成や意識啓発、職員の資質向上等を図ります。

2 町 会

住民の自治組織である町会は、住民自らが地域でより良い生活を送るために、住民同士の絆づくりや環境美化、子どもや高齢者の見守り活動等様々な活動を行っています。

また、市では、町会を市政運営の重要なパートナーとして、協働により地域づくりを推進することとしています。

町会は、市内に 485 町会あり、35 地区では地区町会連合会を組織し、全市では松本市町会連合会を組織しています。

（1）市政協力事項

ア 広報の配布及び周知事項の伝達

イ 各種の調査及び行政事務の連絡調整

ウ その他

(2) 町会組織（令和 5 年 4 月 1 日現在）

ア 町会数 485 町会

イ 地区町会連合会数 35 地区町会連合会

ウ 町会加入世帯数 81,339 世帯（加入率 74.9%）

(3) 町会関係予算（令和 5 年度）

ア 単位町会長報償費 78,420 千円

イ 地区町会連合会長報償費 4,400 千円

ウ 単位町会運営活動費交付金 43,800 千円

エ 地区町会連合会運営活動費交付金 6,690 千円

オ 市町会連合会運営費補助金 4,220 千円

(4) 今後の対応

ア 町会連合会と協働して、安全・安心で、住民が支えあう良好な地域社会の構築に向け、町会に対する市民の理解を広げます。

イ 町会連合会等と連携しながら、役員の担い手不足の解消や町会への加入促進に一層力を入れるとともに、地域の誰もが参加できる町会運営を目指し、町会長初任者等研修会やブロック別研修会の開催など必要な支援を行います。

ウ 町会長をはじめとする町会役員の負担軽減策の検討を行います。

エ 町会加入促進を実施するなど、町会活動活性化に向けた方策を検討します。

3 地区福祉ひろば事業

(1) 地区福祉ひろば

地区福祉ひろばは、福祉を中心とした地域づくりの拠点として、共に支え合う地域社会の実現に向け、健康・福祉・生きがいを住民主体で進めます。施設の所管及び福祉ひろばの目的などは健康福祉部福祉政策課が担いますが、令和 3 年度より地域づくりを一体的に推進する体制により、地区福祉ひろばの維持管理及び運営は住民自治局が所管します。

(2) 地区福祉ひろば管理運営事業

ア 運営体制

地区福祉ひろば事業は、地域住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会への委託などにより運営しています。

・令和 4 年度地区福祉ひろば利用実績 延べ 185,862 人

イ 送迎ボランティア活動費補助事業

地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しています。

・令和 4 年度実施地区数 17 地区

ウ 地区福祉ひろば利用拡大事業

本市が「健康寿命延伸製品」に認定している「生活総合機能改善機器（エルダーシステム）」を令和元年度以降、順次、全福祉ひろばに設置し、地域の多様な担い手が主体的に活動する環境を

整え、「地域福祉の拠点」である福祉ひろばの「福祉の担い手づくり」を進めます。

(令和4年度 全37館に設置)

エ 事業効果及び課題

交流機会の拡大、生きがいづくり、閉じこもり・介護予防のための場づくりが進んでいます。

福祉は住民自らがつくるという意識が醸成されつつあり、福祉を切り口とした地域づくりが推進されています。

一方では、利用者の固定化や男性の地域の居場所づくりが課題となっています。

4 防犯灯設置及び管理補助事業

(1) 目的

暗い道路における犯罪及び事故の発生を防止するため、町会等が行う防犯灯の設置及び管理事業に係る経費の一部を補助するとともに、補助対象の防犯灯は原則としてLEDに限定することで、CO²の削減及び、省エネルギー化、長寿命化による維持管理の負担軽減、電気料金の削減を推進しています。

(2) 内容

ア 設置等補助（工事費）

(ア) 一般（防犯灯1灯につき柱1本）

補助率 10/10 限度額 38,500 円（柱を新設する場合）

限度額 18,000 円（既存の柱を使用する場合）

(イ) 特設（防犯灯1灯につき柱2本以上）

補助率 2/3 限度額 42,000 円

(ウ) 更新（老朽化等による照明器具の全面更新）

補助率 10/10 限度額 15,000 円

イ 管理補助（電気料金）

補助率 1灯（上限60W）につき、当該年度の8カ月分程度の電気料金

(3) 令和4年度実績

ア 設置等補助

(ア) 一般	210 灯	4,128 千円
--------	-------	----------

(イ) 特設	1 灯	42 千円
--------	-----	-------

(ウ) 更新	119 灯	1,781 千円
--------	-------	----------

合計	330 灯	5,951 千円
----	-------	----------

イ 管理補助	22,974 灯	26,580 千円
--------	----------	-----------

5 市民協働の推進

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進することにより、「松本らしい地域づくり」を進めます。

(1) 主な経過

平成 17 年	9 月	市民活動サポートセンターの開設
18 年	3 月	「市民と行政の協働推進のための基本指針」の策定
	11 月	市民活動推進委員会の設置、市民協働事業提案制度の創設
19 年	4 月	市民活動団体金融対策事業（NPO 夢バンクへの融資原資の貸付）の開始
22 年	6 月	市民労力提供に対する原材料支給事業の開始
	10 月	プラチナ世代相談窓口「とまり木」開設
24 年	11 月	市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた提言書を市長に提出
25 年	4 月	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月 1 回「プラチナサロン」開催
27 年	12 月	「市民活動と協働を推進するための基本指針」の策定 市内 4 ライオンズクラブと連携協定を締結
令和 2 年	3 月	松本市市民活動推進委員会が第 6 期の活動をまとめたレポートを市に提出
	7 月	松本市市民活動推進委員会を廃止し松本市地域づくり市民委員会と統合

(2) 令和 4 年度の実施状況

ア 協働の推進

(ア) 市民の無償労力提供に対する原材料等支給事業の実施

(イ) 市民活動団体金融対策事業の実施

(ウ) 協働推進のための啓発活動（市広報・ホームページ・研修会による市職員の意識啓発）

イ 市民活動の支援・促進

(ア) 市民活動サポートセンターの管理・運営及び利用促進

年度	開館日数	利用者数	専用利用件数	登録団体累計数
R2	299 日	8,872 人	683 件	313 団体
R3	336 日	9,469 人	761 件	306 団体
R4	336 日	12,324 人	821 件	239 団体

(イ) 市民活動サポートセンター各種自主事業の実施（プラチナサロン、ふれあいサロン、市民活動フェスタ、市民活動セミナー、プラチナ支援事業講演会）

(ウ) 広報・啓発活動（松本市市民活動サポートセンターホームページ、SNS を使った情報発信、「サポートセンター通信」の発行、YouTube を活用した動画配信）

(エ) 市民活動団体の立ち上げや運営の支援及び相談対応、プラチナ世代の生きがいや社会貢献活動に関する相談対応

(3) 今後の取組み

ア 「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民活動の支援に必要な人材登録や財政的支援、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取り組みを推進します。

イ 市民活動サポートセンター事業を通して、協働のパートナーとして期待される団体や市民活動に携わる人材の育成、また、市民活動団体同士の連携や交流を進め、市民活動の活性化・自立化を図ります。

6 若者の地域・社会参画の推進

若者が地域や多様な人と関わる機会を創出し、地域への愛着や関心を高めるとともに、未来の担い手となる若者が地域で活躍できるように総合的な支援を進めます。

(1) 令和4年度の取組状況

ア 人材育成

(ア) 高等学校の探究学習支援

(イ) 信州大学「寄付講義」の支援

イ 若者の活動支援

(ア) 松本をもっとよくしようプロジェクト（まつもっと）

(イ) 松本若者会議 2022 への協力

ウ 学割でおトクにかえるパスポート（学割カエルパ！）事業

(ア) 市内の大学等と本市との協働により、学生を地域ぐるみで応援する環境づくりの推進

(イ) 協賛店とコラボイベントの開催

エ 松本市若者チャレンジ応援事業補助金

(ア) 対象事業は、松本市の地域課題の解決や魅力向上に取り組む事業

(イ) 補助金額の上限10万円、補助率10分の10以内

オ 地域づくりヤングマイスター認定制度

平成29年度の創設以来、地域課題の解決や地域の活性化などに貢献した若者を認定

(2) 今後の取組み

ア 次代を担う若者の人材育成として、高校生の探究学習及び大学生の地域活動を支援し、若者会議をはじめ若者同士が交流できる場づくりを進めます。

イ これまで地域との関りが希薄とされてきた若者層への働きかけを強化し、若者が地域で活躍する機会を増やし、若者の社会参画の裾野を広げていきます。

7 市民生活総合相談窓口

※令和5年度から生活困窮相談は生活福祉課に移管

(1) 目的

ア 一般相談、専門相談、消費生活相談の窓口を一体化し、複雑化・多様化する市民の困りごとに寄り添い、総合的に対応します。

イ 国・県等の関係機関、市民活動団体、地域へとネットワークを構築し、悩みを抱える市民を早期発見・支援します。

(2) 相談窓口の経過

平成27年度 市民相談課を新設し、広報国際課所管の一般相談、専門相談と市民生活課所管の消費生活相談を移管して、相談窓口の充実を図りました。

平成28年度 広報広聴課から広聴部門、障害・生活支援課から生活困窮相談を移管して、「市民生活総合相談窓口」を新設することにより、総合的な相談体制を構築しました。

令和５年度 誰も取り残さない全世代型支援体制（国が示す「重層型支援体制整備事業」）を構築する中で、生活困窮相談について生活保護制度との更なる連携強化を図るため、生活福祉課へ移管しました。

(3) 内容

ア 一般相談

特別相談員等を配置し、市民からの相談に対応します。

イ 専門相談（予約制）

弁護士相談、司法書士相談、税理士相談等の専門相談を定期的に無料で実施します。

ウ 消費生活相談（松本市消費生活センター）

デジタル社会の複雑化・多様化を背景とした契約トラブルや悪質商法等の消費生活相談に対し、消費生活相談員２名により消費者への助言やアドバイス、消費者と事業者のトラブル解決のためのおっせん、市民への消費生活情報の提供などを行います。

エ 生活困窮相談（松本市生活就労支援センター「まいさぼ松本」）

庁内連携の強化により、経済的に困窮している方や社会的に孤立している方の早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携しながら伴走型の支援をします。

なお、「まいさぼ松本」は、生活困窮者自立支援法が施行された平成 27 年度にＪＲ南松本駅前に開設、翌 28 年度には市役所本庁舎内へ移転しました。

オ 相談件数の推移

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度
一 般 相 談	2,301	3,301	3,385
専 門 相 談	707	661	670
消費生活相談	1,153	1,056	1,093
生活困窮相談	9,754 (1,667)	9,369 (2,302)	7,400 (1,396)
計	13,915	14,387	12,548

※一般相談は、窓口、電話等の対応件数

※専門相談、消費生活相談は、相談案件の件数

※生活困窮相談は、面接、同行等の延対応件数、（ ）内は前年度からの継続を含む相談件数

8 消費生活政策

(1) 目的

市民が、安心して豊かな消費生活を営むことができるように、啓発、情報発信を行い、市民を消費者被害から守るとともに、消費者市民社会の構築に向けた取組みを進めます。

(2) 令和４年度事業実績

ア 消費者被害防止の啓発活動

(ア) 広報まつもと、市ホームページ、新聞情報紙・情報冊子等への掲載やラジオ出演等

(イ) 注意喚起のための情報提供

SNS、YouTubeでの情報発信、松本安心ネット「消費生活情報」でのメール配信による情報提供

(ウ) 啓発冊子での注意喚起

悪質商法啓発冊子「賢い消費者になるために」を配布し、注意喚起を実施

(エ) 街頭啓発

松本山雅ホームゲーム開催時のアルウィン周辺や松本駅前周辺での啓発活動を実施

(オ) バス広告

バス車体背面広告 2 台、車体戸袋広告 2 台の実施

バス車内ポスター広告 45 台

電車内サイネージ広告

イ 消費者団体の育成

ウ 消費者問題協議会の運営

エ 消費者教育の推進

(ア) 若年者（中学生）への出前教室の開催

開催回数 2 回

(イ) 地域等への出前講座の開催

開催回数 5 回

オ 多重債務者無料弁護士相談会の開催

開催回数 2 回

カ 長野県中信消費生活センター等との連携

(3) 今後の取組み

消費者への情報提供や消費者行動の自立を支援するため、各世代にあわせた「消費生活情報や相談事例」の周知や若年者対象の出前教室、また地域への積極的な出前講座の実施により、子どもから高齢者まであらゆる世代に向けた消費者教育事業を引き続き展開します。また身近に相談できる消費生活センターの周知にも力を入れます。

県消費生活センターや県内各市消費生活センターと意思疎通を図り、また国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結ぶPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を使用しながら消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）を収集することで、消費生活相談の解決に向けた情報の蓄積や活用に努めます。

9 広聴事業

(1) 目的

さまざまな広聴制度を通じて、市民のニーズや意見・提言を的確に把握し市政へ反映していきます。

(2) 令和4年度事業実績

ア 多事争論会

広く市民から地域の課題や市政に対する意見・提言を聴き、市政に反映させるため、市長をは

じめ関係部課長が出向き、意見交換をします。

・実施回数 1回

イ 地域広聴

市長が地域に赴き、住民主体の地域づくりの取組みや、地域独自の課題をとらえ、総合計画の施策である「住民自治支援の強化」を具現化するための参考にするため、地区別の市政広聴事業を、令和4年5月から令和5年8月頃まで期間を限定して開催しています。

・実施地区 23地区

ウ 市長への手紙

広く市民からの建設的な意見・提言等を聴きます。直接市長が目を通し、指示にあたっています。

・受付通数 247件

※ 専用のはがきは市の各施設149か所に常時設置しており、電子メールやFaxでも受け付けています。

10 生活困窮者自立支援事業

※令和5年度から生活福祉課に移管

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、自立に向けた包括的な支援をします。

事業名	事業の概要	令和4年度実績
自立相談支援事業 (まいさぼ松本、 まいさぼ松本とまり木)	相談者の課題を整理し、相談者とともに支援計画を策定したのち、関係機関と連携した伴走型の支援をします。	新規相談者数：762名 (まいさぼ松本 732件) (まいさぼ松本とまり木 30件)
住居確保給付金	離職により住居喪失、またはそのおそれのある者の求職活動を支えるために、家賃費用を有期(原則3カ月)で給付します。	支給者数：54名 支給月数：178月
就労準備支援事業	離職期間の長期化などを理由に、直ちには一般就労ができない者へ、就労に向けた準備としての基礎能力の習得を支援します。	利用者数：10名
一時生活支援事業	住居喪失者へ、緊急一時的に宿泊場所と食事を提供します。	利用者数：29名(27世帯) 利用泊数：113泊
家計改善支援事業	生活の再建や困窮状態の予防のために、家計管理能力の習得を支援します。	利用者数：24名

11 戸籍・住民票関係事務処理件数

(1) 有料分

区分 年度	戸 籍 関 係	住民票関係	印 鑑 関 係	合 計
令和 2	63,082	110,050	81,109	254,241
令和 3	62,095	106,902	74,140	243,137
令和 4	67,899	108,681	73,738	250,318

＊ 戸籍関係（戸籍謄・抄本、除籍、原戸籍、附票、身分証明、戸籍証明）

＊ 住民票関係（住民票、除票、記載事項証明、閲覧）

＊ 印鑑関係（印鑑登録・再登録、印鑑登録証明書）

(2) 無料分

区分 年度	戸 籍 届	住民異動及び 国保年金得喪	公 用 交 付	住民基本台帳 関係通知
令和 2	10,601	48,878	30,250	20,846
令和 3	10,197	46,458	27,717	134,967
令和 4	10,380	48,371	26,263	21,583

12 社会保障・税番号制度関係事業

平成 28 年 1 月からマイナンバーカードを交付しています。

また、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの各店舗に設置されているマルチコピー機から各種証明書を取得できるサービスを実施しています。

(1) マイナンバーカード交付状況

区分 年度	年度内 交付枚数	総交付枚数	交付率
令和 2	25,994	56,705	23.75%
令和 3	36,776	93,481	39.28%
令和 4	62,215	155,696	65.70%

(2) 証明書のコンビニエンスストア交付数

区分 年度	戸 籍	住民票	印鑑証明	所得証明	合 計
令和 2	1,369	7,301	4,505	1,093	14,268
令和 3	2,646	12,743	6,271	2,098	23,758
令和 4	4,680	19,703	14,281	2,969	41,633

13 年金の概要

(1) 国民年金加入状況

(単位：人)

区 分	R 3. 3. 31	R 4. 3. 31	R 5. 3. 31
第 1 号 被 保 険 者 数	25,751	25,318	24,916
任 意 加 入 被 保 険 者 数	306	319	325
第 3 号 被 保 険 者 数	15,096	14,408	13,578
計	41,153	40,045	38,819

(2) 年金保険料免除状況

(単位：人)

区 分	R 3. 3. 31	R 4. 3. 31	R 5. 3. 31
法 定 免 除	2,385	2,421	2,474
全 額 免 除	3,522	3,449	3,666
一 部 免 除	502	483	462
学 生 特 例 納 付	2,922	2,786	2,613
納 付 猶 予	938	920	945
計	10,269	10,059	10,160

(3) 資格適用異動受付件数（年度別）

(単位：件)

区 分	令和 2	令和 3	令和 4
資 格 取 得 ・ 喪 失 件 数	4,481	4,009	4,661
付 加 年 金 受 付 件 数	93	95	157
手 帳 番 号 登 録 等	538	581	725
計	5,112	4,685	5,543

14 人権啓発推進事業

昭和 44 年の「同和対策事業特別措置法」施行以来、本市では人権問題の早期解決に向け、人権行政を積極的に推進してきました。33 年間にわたる「特別対策事業」により、生活環境等は大きく改善され、市民の人権に対する意識も浸透してきています。平成 14 年 3 月末をもって特別対策事業は終了しましたが、人権問題の完全解決にはまだ多くの課題が残されており、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年に公布・施行されました。

また、平成 12 年に公布・施行された「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」により、誰もが人権尊重の重要性を認識し、人権尊重の意識が定着し、人権を大切にしたい行動がとられるようになることが求められています。人権をめぐる課題はインターネット上の誹謗・中傷、セクシャルマイノリティに対する差別など大きく変化しています。このような変化に対応するため、令和 4 年度に既存条例を改正し「差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例」を施行しました。

令和 3 年度に実施した松本市男女共同参画・人権に関する意識調査の結果を基に、市民一人ひとりが人権の意義や重要性を正しく理解し、お互いの個性を認め合い、人権尊重の行動がとれる実践力が身につくために必要な施策を見極め、有効、適切かつ効果的な人権施策の推進に取り組めます。パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、性の多様性に対する理解を今まで以上に促進するとともに、性的マイノリティに対する偏見の解消を目指します。

(1) 人権施策推進事業

事 業 内 容	令 和 5 年 度 予 算
ア 総合推進対策	6,430千円
イ 人権教育（学校）	20千円
合 計	6,450千円

(2) 人権啓発主要事業

- ア 人権啓発活動関係
- イ 人権擁護委員推薦関係
- ウ 地区人権啓発推進連絡協議会関係
- エ 企業人権啓発推進連絡協議会関係
- オ 運動団体との協調関係
- カ 人権問題総合相談窓口関係
- キ 性の多様性理解促進事業関係

15 男女共同参画推進事業

本市では昭和 61 年 3 月に「松本市婦人行動計画」、平成 4 年 3 月に「女性プランまつもとⅡ」、平成 10 年 3 月に「男女共生プランまつもと」、平成 15 年 3 月には「松本市男女共同参画計画」を策定し施策を総合的かつ効果的に進めてきました。

平成 19 年度に「第 2 次松本市男女共同参画計画」(H20～H24)を策定しました。

平成 24 年度に「第 3 次松本市男女共同参画計画」(H25～H29)を策定しました。男女が対等のパートナーとして、「一人ひとりの個性と能力が発揮できる健康寿命延伸のまち」をめざして、同計画を推進しました。

平成 29 年度に「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を一体として取り組む形で「第 4 次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画」(H30～H34)を策定しました。

令和 4 年度に「第 5 次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画」(R5～R9)を策定しました。多様性の視点を加え、新たに「自分らしく生きる ジェンダー平等のまち」とキャッチコピーをつけました。計画年度の前年には市民意識調査を実施し、結果を計画に反映しています。

令和 5 年度は男女共同参画の更なる推進を図っていきます。

(1) 「松本市男女共同参画推進条例」の概要

ア 公布・施行 平成 15 年 6 月 26 日

- イ 基本理念
 - ・男女の基本的人権の尊重
 - ・性別による固定的な役割分担に基づく制度、慣行の見直し
 - ・政策、方針決定の場への男女の対等な参画機会の確保
 - ・男女の家庭生活と他の社会的活動の両立
 - ・男女の健康な生活を営む権利の尊重
 - ・男女共同参画に関する国際社会の動向への配慮

(2) 女性団体等支援

男女共同参画に向けて活動する女性団体や女性活躍推進を図る企業等との連携・支援を行います。

(3) 男女共同参画に関わる事業について

男女共同参画社会の形成と女性施策を進めるための拠点、「松本市女性センター“パレア松本”」「トライあい・松本」を統合し、ジェンダー平等を主眼にした年代や性差にとらわれない拠点施設としてリニューアルに向けて整備を進めます。

(4) 松本市女性センター“パレア松本”

- ア 位 置 松本市中央 1 丁目 18 番 1 号 (Mウイング南 3 階)
- イ 規 模 738.81 m²

- ウ 施設内容 相談室、ネットワーク室 1・2、ワーキングルーム、交流フロアー、情報資料・図書コーナー、キッズコーナー、授乳室
- エ 利用対象 一般市民、男女共同参画社会づくりに向けた活動をしている団体（ネットワーク室、ワーキングルーム）
- オ 事業内容
 - ・女性の就業支援、社会参画の促進にかかわる各種講座の開催
 - ・女性を取り巻く諸問題解決のための支援及び相談に関する事。
 - ・男性相談に関する事。
 - ・男女共同参画の学習にかかわる情報の収集及び提供に関する事。
 - ・登録団体等の活動支援

(5) トライあい・松本

- ア 位置 松本市中央 4 丁目 7 番 28 号
- イ 規模 鉄筋コンクリート造 2 階建 敷地面積 1,595.32 m²、延べ床面積 1,053.06 m²
- ウ 施設内容 大会議室、1 号・2 号会議室、研修室、料理実習室、託児室、図書コーナー、相談室、和室、工作室等
- エ 利用対象 市内に居住又は勤労する者
- オ 事業内容
 - ・職業生活と家庭生活との調和に必要な相談、指導、講習、実習
 - ・職業に関する相談、指導、講習、実習
 - ・家事、育児等の援助に関する事。
 - ・休養、レクリエーションの場と機会の提供及び助言・指導
 - ・その他、女性労働者等の福祉に関する事。

16 多文化共生推進事業

本市では、国籍や文化、価値観の違いを越え安心して暮らせる地域づくりを多文化共生の側面からも推進していくため、平成 23 年 7 月に「松本市多文化共生推進プラン」を策定しました。平成 24 年 7 月 1 日には、多文化共生社会の実現に向けた拠点施設として多文化共生プラザを設置し「松本市多文化共生推進プラン」に基づいた事業を推進してきました。

令和 3 年度に策定しました「第 3 次松本市多文化共生推進プラン」を推進し、誰もが地域社会の一員として活躍することができる多文化共生社会の実現をめざします。

(1) 多文化共生 4 つの基本理念

- ア 地域づくりにつなげる
- イ 「人権」の視点から考える
- ウ 「同じ」を共有し「ちがひ」を認めあう
- エ 「多様性」を活力に変える

(2) 多文化共生プラザ

- ア 位置 松本市中央 1 丁目 18 番 1 号（Mウイング南 3 階）
- イ 事業内容
 - ・外国人住民の自立及び社会参画の促進のための啓発に関する事。
 - ・多文化共生に関する情報の収集及び提供に関する事。
 - ・外国人住民を取り巻く諸問題に係る相談に関する事。

- ・外国人住民の生活支援に関すること。
- ・支援団体の活動支援及び人材育成に関すること。
- ・多文化共生を推進するための交流活動に関すること。

(3) 経常事務

ア ポルトガル語相談員の配置

月～金の週 5 日、午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分

イ 多言語生活相談及び文書の翻訳等

ウ 多言語生活ガイドブック等の作成（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、ネパール語）

エ 多文化共生キーパーソン登録の推進

17 まつもと住まい誘致プロジェクト

(1) 目 的

大都市圏（首都圏・中京圏・関西圏）をはじめとする、都会からの移住定住を促進するため、松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図るものです。

また、大都市圏に進学した学生等を対象に、本市の魅力や暮らし、仕事に関する情報を発信することで、UIJ ターンの促進を図るものです。

(2) 主な経過

平成 18 年度 政策課（現総合戦略室）に移住相談窓口を設置

19 年度 移住セミナーや個別移住相談など、大都市圏（東京、大阪等）での情報発信を開始

令和 元年度 転職支援会社と連携した移住者支援を開始（転職セミナーや転職個別相談等実施）
ふるさと回帰支援センター（東京）に松本市の移住情報発信ブースを常設（7 月～）

課公式 LINE による情報発信を開始

教職員住宅の空室を移住希望者に貸し付ける短期限定住宅貸付事業を開始

2 年度 移住相談希望者の利便性向上を図るためオンラインによる移住相談業務を開始

若者の移住促進を図るため信州大学寄付講義「松本の魅力発見ゼミ」を開講

課公式 YouTube チャンネル及び Instagram による情報発信を開始

(3) 実 績

ア 移住相談件数

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
窓口相談	71	124	100	128	188
オンライン相談	0	0	60	83	52
対面セミナー	172	224	0	18	137
オンラインセミナー	0	0	181	267	179
電話・メール等	72	134	199	275	263
現地案内ツアー	0	10	1	0	0
合 計	315	492	541	771	819

イ 移住者数（行政サポートを受けて移住したもの、把握分）

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
世帯数	18	42	22	39	45
人 数	38	67	50	85	90

ウ UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金

UIJ ターンにより市内で就業・創業する方を応援するため、国、県、市が共同で補助金を交付しています。（令和 4 年度：47 件）

(4) 今後の取組み

ア 年少人口や生産年齢人口が減少傾向にある中、仕事や住まいに対する考え方が多様化し、地方移住への関心が高まっていることから、働き盛り世代の移住促進に重点を置きます。

イ オンラインによる移住相談や、YouTube、LINE 等による情報発信など、ICT を活用した松本市の魅力発信を行うことで、移住相談体制のさらなる充実と、UIJ ターンの促進強化を図ります。

18 ふるさとまつもと寄附金推進事業

(1) 目 的

ふるさと納税制度を活用して、松本市の取組みや事業を発信し、本市を応援する方々から「ふるさとまつもと寄附金」を募るものです。また、ふるさと納税制度を有効に活用することで、寄附額の増加と地元農・商工業の活性化を図ります。

(2) 主な経過

平成 20 年度	ふるさと納税制度の創設に伴い「ふるさとまつもと寄附金」の募集を開始
26 年度	返礼品として地元農産物の贈呈を開始
27 年度	寄附者の利便性向上を目的に、寄附金のクレジットカード決済を導入 ワンストップ特例制度（申告手続きの簡素化）の創設
令和 3 年度	返礼品を民間事業者から広く公募し、ラインナップを大幅に拡充（10 月～） 複数のふるさと納税サイト（ふるさとチョイスと楽天ふるさと納税）を活用した、 寄附の募集を開始（10 月～）

(3) 実 績

	寄附金額
H30 年度	18,258,500 円
R 元年度	14,633,005 円
R 2 年度	20,466,200 円
R 3 年度	253,989,000 円
R 4 年度	410,993,308 円

(4) 今後の取組み

ふるさと納税制度の趣旨を尊重しつつ、引き続き返礼品の公募を行い、松本ならではの魅力ある返礼品を多数設定して、寄附額の増加に取り組めます。

19 結婚支援事業

(1) 目 的

人口定常化戦略の一環として、結婚を希望する方の成婚に向けたサポートを行います。

(2) 主な経過

平成 9 年度	四賀村において結婚推進課を設置
17 年度	合併に伴い四賀支所健康福祉課に結婚推進係を設置
23 年度	長野県が開設する「ながの結婚マッチングシステム」の活用を開始
30 年度	市民活動サポートセンターでの出張結婚相談を開始
令和 5 年度	全市的な取組みとするため、本庁舎に結婚相談員を常駐

(3) 内 容

ア 結婚相談業務（予約制）

月曜日・木曜日 移住推進課

火曜日 四賀支所

第2・第4土曜日 市民活動サポートセンター

イ 出会いのイベント 年2回

20 結婚新生活支援事業補助金

(1) 目 的

結婚に伴い新たな生活を始める世帯に対して、経済的不安を軽減し、少子化対策の強化を図るため、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、補助金を交付します。

(2) 内 容

ア 補助対象

結婚に伴う住宅取得費用、貸借費用、引越費用、リフォーム費用

イ 補助金額

夫婦ともに29歳以下の世帯：最大70万円、夫婦ともに39歳以下の世帯：最大40万円

ウ 所得要件

夫婦の所得の合計金額が500万円未満

エ 令和4年度実績

131件 46,775千円

21 奨学金返還支援事業補助金

(1) 目 的

市内中小企業の人材確保を図るとともに、若年層の地元企業への就職や定着を促進するため、松本市に居住する若者の経済的支援を行います。

(2) 内 容

ア 補助対象

(ア) 学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専

門課程)の在学中に奨学金の貸与を受け、自ら返還している方

(イ) 松本市に居住し、市内に本社・本店を有する中小企業に就職した正規雇用の方

(ウ) 年齢が35歳未満の方

イ 補助対象奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金

ウ 補助金額及び補助期間

当該年中に返還した奨学金の2/3以内(上限15万円/年、最大5年間)

エ 令和4年度実績

41件 1,669千円